



国都総第 703号
平成26年2月27日

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣
太田 昭 宏



諮 問

下記の事項について、御意見を承りたい。

記

明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

以 上

諮 問 事 項

明日香村における歴史的風土の保存の推進など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

諮 問 の 趣 旨

奈良県明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であったことをしのばせる歴史的風土が村の全域にわたって良好に維持されていることに鑑み、昭和55年に制定された「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づき、村全域にわたる行為の制限による歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活安定のための措置が講じられてきたところである。

現在、同法に基づく第4次明日香村整備計画（平成22～31年度）に基づき、所要の取組みが進められているところであるが、歴史的風土を活用した地域活力の向上に係る更なる取組みの推進など、明日香村を巡る社会情勢の変化や同計画の進捗状況も踏まえつつ、同村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策について検討する必要がある。

また、京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき、歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の決定が順次行われ、保存区域内における重要な地域については歴史的風土特別保存地区の決定により、一定の行為の制限による凍結的な保存が行われるとともに、土地の買入れ、保存のための施設整備などの確な対応がなされてきたところである。

今般、古都の歴史的風土を構成する樹林地等における自然的環境の変化や維持管理における担い手確保等の問題が大きな課題となっており、こうした情勢を踏まえ、歴史的風土保存計画の検討など今後の古都保存行政のあり方について検討する必要がある。

さらに、古都保存行政の理念の全国展開の成果として、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく取組みについて、法律の施行から5年が経過したことを踏まえ、成果の共有及び景観や観光などの関連施策との連携を含む新たな展開など、今後の方向性について検討する必要がある。